

連合茨城 2019 地域賃金ミニマム運動の取り組み

地域ミニマム運動は、個別賃金調査の数値を基に、生活できる最低賃金を地域ごとに「地域ミニマム」として設定するもので、地域において「これ以下の賃金水準の労働者をなくしていく」ため、春季生活闘争と一体となって取り組む運動となっている。

また、自組織の賃金水準はどの分位数に位置するのか、各組織が比較することのできる特性値等を開示し、茨城県の賃金実態を把握する。この取り組みは、各組織が賃金調査を毎年実施し、その賃金データを連合茨城へ提供しなければ茨城県の賃金水準（年齢別）及び県内産業別賃金水準（年齢別）は開示出来ない。連合として地域水準を求める上で必要な調査となる。また、労働組合として賃金交渉をする上でも必ず地域水準や他産業水準は必要になるため多くの労働組合のデータ提供に関する理解と協力が必要である。

【連合茨城 2019 地域ミニマム水準・2019 到達目標水準】

(1) 2019 地域ミニマム水準・2019 到達目標水準について ※数値の単位：千円

年 齢	連合茨城 2019 ミニマム水準	連合茨城 2019 到達目標水準
20 歳	165.0	174.5
25 歳	191.4	225.2
30 歳	211.0	251.0
35 歳	228.6	281.7
40 歳	236.4	296.7
45 歳	242.8	310.4
50 歳	254.1	325.5
55 歳	262.5	354.0

- ・2019 ミニマム水準：茨城県内の最低ライン
- ・2019 到達目標水準：地域の実態に応じた到達目標とする水準

2019 ミニマム水準を下回る賃金がある場合

- ・その是正を図る取り組みを推進する。
- ・格差が大きい場合は、構成組織と協議し是正のための中期計画を作成し、是正を図る取り組みを推進する。

2019 ミニマム水準を下回る賃金がない場合

- ・2019 到達目標水準を目指し、それを下回る賃金を是正する取り組みを推進する。

以 上